高圧ガス販売計画書

（販売する高圧ガスの種類及び販売の技術上の基準の確認に必要な書面）

１　販売の目的

　該当するものに○をつけてください。

　いずれにも該当しない場合は具体的に記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 飲料用炭酸ガス |  | 工業用燃料 |
|  | スクーバー用空気 |  | 冷凍設備、空調設備の冷媒ガス補充用 |
|  | 医療用 |  | 試験機器等の標準ガス用 |
|  | 溶接溶断用 |  |  |
| （上記に該当しない場合の記載欄） | | | |

２　販売主任者（販売責任者）の氏名

販売主任者の選任を要する販売所では必要な資格を持った販売主任者の氏名を記載し、選任不要の販売所では販売に係る部課等の責任者の氏名を記載して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 保有している資格(販売主任者の場合のみ) |
|  |  |

３　遵守事項

　該当するものに○をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 該当 | 内容 |
|  | 高圧ガス保安法に基づく、販売の方法に係る技術上の基準を遵守する。  （一般高圧ガス保安規則第40条） |
|  | 高圧ガス保安法に基づく、貯蔵に係る技術上の基準を遵守する。  （一般高圧ガス保安規則第6条第1項42号） |
|  | 高圧ガス保安法に基づく、移動に係る技術上の基準を遵守する。  （一般高圧ガス保安規則第50条） |
|  | 高圧ガス保安法に基づく、販売先保安台帳を備える。  （一般高圧ガス保安規則第40条） |
|  | 高圧ガス保安法に基づく、容器授受記録簿を備え、2年間保存する。  （一般高圧ガス保安規則95条第3項） |
|  | 高圧ガス保安法に基づく、高圧ガスによる災害の発生の防止に関する文書（周知文書）を消費者に配布し、帳簿に記載し、2年間保存する。  （一般高圧ガス保安規則第38条、第39条、第95条第3項） |
|  | 従業員に保安教育を実施し、実施結果を記録し保存する。  （高圧ガス保安法第27条第4項） |
|  | 消費者に対して、保安に関する指導を積極的に行う。 |

４　販売の方法・販売する高圧ガスの種類及び最大貯蔵量の一覧表

〔※第１種ガス：ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性のものを除く)又は空気〕

（１）容器を取り扱う販売

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売の  方法 | | 高圧ガスの種類 | | 最大貯蔵量 | |
| 区分 | 名称 |
| 容  器  を  取  扱  う  販  売 | 容  器  を  貯  蔵  す  る | 液化石油ガス |  | ｍ３ | 注）  液化ガス10kg＝1㎥で換算  合計  ｍ３ |
| 特殊高圧ガス |  | ｍ３ |
| 可燃性・毒性ガス |  | ｍ３ |
| 可燃性ガス |  | ｍ３ |
| 毒性ガス |  | ｍ３ |
| 酸素 |  | ｍ３ |
| 第１種ガス |  | ｍ３ |
| その他のガス |  | ｍ３ |
| 運  搬  の  み | 液化石油ガス |  | | |
| 特殊高圧ガス |  | | |
| 可燃性・毒性ガス |  | | |
| 可燃性ガス |  | | |
| 毒性ガス |  | | |
| 酸素 |  | | |
| 第１種ガス |  | | |
| その他のガス |  | | |

（２）容器を取り扱わない販売（伝票販売）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 販売の  方法 | 高圧ガスの種類 | |
| 区分 | 名称 |
| 伝  票  販  売 | 液化石油ガス |  |
| 特殊高圧ガス |  |
| 可燃性・毒性ガス |  |
| 可燃性ガス |  |
| 毒性ガス |  |
| 酸素 |  |
| 第１種ガス |  |
| その他のガス |  |

販売する高圧ガスの種類及び販売の技術上の基準の確認に必要な図面

１　販売所位置図

|  |
| --- |
|  |

２　容器置場の位置及び構造を示す図

|  |
| --- |
| 位置（敷地平面図等） |
|  |
| 構造（内部構造、除害設備等を示す図面） |
|  |